

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和3年第27回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 今井 好美		
日 時	令和3年11月17日（水） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、 秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長 議会事務局 石井局長、今井主査、小原主事 執行部 笠井市長、中村総務部長、高山総務課長		
【会議の概要】 議題	(1) 令和3年第4回白井市議会定例会について ① 提案予定の議案等について ② 会期日程及び議事日程について (2) その他		
《決定事項等》	(1) 令和3年第4回白井市議会定例会について ○会期は、11月24日から12月17日までの24日間。 ○案件は、報告3件、諮問1件、議案11件、請願2件、陳情1件。一般質問は16人 26項目の質問。 ○諮問第1号については、人事案件のため、初日採決を行う。 ○一般質問日及び人数は、11月29日に4人、11月30日に4人、12月2日に4 人、12月3日に4人。 ○請願2件は教育福祉常任委員会に付託、陳情1件は総務企画常任委員会に付託する。 ○今期定例会に上程される議案の付託委員会は、「議案付託表」のとおり。 ○大綱的質疑通告、総括質疑通告は11月29日（月）正午までに提出。 (3) その他 委員長より ○議案データの配布時期について ・今回の議案データは、人事案件を含め、明日11月18日（木）10時までに送付 することとする。 なお、今後の議案データの配布については、協議により決めることとする。 当面の間は、事務局からのデータ（メール等）の送付は、議案のデータはタブレット へ、それ以外のデータ等は、今まで通りのパソコンや携帯電話へ送付することとする。		

令和3年第27回 議会運営委員会

日時：令和3年11月17日（水）

午前10時から

場所：本庁舎4階 大委員会室

-10時 開会-

○石井議会事務局長 おはようございます。本日は御苦労さまでございます。会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。第26回の議会運営委員会を私、欠席させていただきまして、斉藤副委員長にお世話になって議会運営委員会が終了したということで、その内容につきましては、議事録に目を通させていただきましたので掌握しております。12月議会の対応ということで御協議いただきました。

本日は、12月議会の議案の説明等になりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○石井議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和3年第4回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

第4回市議会定例会は、11月24日水曜日、午前10時に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、専決処分についての3件になります。

諮問につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1件になります。

議案につきましては、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が5件、契約の締結に関する案件が1件、白井市民プールの指定管理者の指定についてなど、指定管理者の指定に関する案件が2件、令和3年度一般会計のほか、2会計の補正予算に関する案件が3件の合わせて11件になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和3年第27回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和3年第4回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、皆さん、おはようございます。

私のほうから、令和3年第4回市議会定例会に提案いたします案件の概要について御説明いたしますので、配付の資料を御覧いただきたいと思います。

報告第1号 専決処分について。所管課は総務課になります。議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、令和3年10月20日に専決処分を行ったので報告するものです。

内容につきましては、職員の祝日における時間外勤務手当の支給について、支給率誤りにより過小な支払いとなっていたことから、不足額を追加支給するに当たり、遅延損害金が発生したものでございます。

損害賠償の額は1万3,956円。相手方は白井市職員82人となります。

続きまして、報告第2号 専決処分について。所管課は道路課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和3年10月15日に専決処分を行ったので報告するものです。

内容につきましては、令和3年8月16日午前8時5分頃に、相手方が平塚543番地先の市道00-002号線を自動車で行っている際に、道路上の穴に左側の前輪を落とし、タイヤがパンクしたものでございます。

損害賠償の額は6,924円。相手方は印西市在住の個人1人。示談日は令和3年10月15日となります。

続きまして、報告第3号 専決処分について。同じく所管課は道路課となります。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和3年10月25日に専決処分を行ったので報告するものです。

内容につきましては、令和3年5月25日午後9時50分頃に、相手方が根342番12地先の市道12-002号線を自転車で走行している際に、道路上の穴に車輪を落としたことにより、自転車の制御ができず、付近の民家の壁面に衝突し、身体に受傷及び自転車、時計、衣類を損傷したものです。

損害賠償の額、5万5,668円。相手方は白井市在住の個人1人。示談日は令和3年10月25日となります。

以上、報告議案3件につきましては、午後開催いたします議員全員協議会のほうで詳細の説明を行う予定でございます。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。所管

課は市民活動支援課となります。

人権擁護委員 1 人が任期の途中で辞任したため、新たに 3 年間の任期で伊藤久男氏を推薦したいので議会の意見を求めるものです。

住所は白井市根。生年月日が昭和32年 5 月25日でございます。

続きまして、議案第 1 号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課、財政課となります。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、手数料の額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、長期優良住宅の認定手続の合理化及び認定対象の拡大が行われることから、手数料の額を変更するものです。

手数料の額につきましては、市と同様に条例の改正を行う千葉県が定める額と同額としております。

施行期日は令和 4 年 2 月20日となります。

続きまして、議案第 2 号 白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は秘書課、企画政策課となります。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業への寄附（企業版ふるさと納税）の受入れに当たりまして、必要に応じてまちづくり寄附金基金への積立てを行い、有効に活用するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、まちづくり寄附金を財源とする新たな事業区分として地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業を加えるものでございます。

施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第 3 号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は子育て支援課、社会福祉課となります。

白井市こども発達センターで児童福祉法に基づく児童発達支援センターの業務を行うため、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、こども発達センターが行う事業について、放課後等デイサービス事業を廃止し、保育所等訪問支援事業を新設するものです。

なお、児童発達支援事業に係る開所時間につきましては、現行の午前 9 時から午後 4 時までを午前 9 時から午後 3 時までに変更するものでございます。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日を予定しています。

議案第 4 号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保険年金課となります。

健康保険法施行例の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すため、条例の一部を

改正するものです。

内容につきましては、被保険者が出産したときに当該被保険者の属する世帯の世帯主に支給する本条例に規定する出産育児一時金の額を現行の40万4,000円から40万8,000円に改めるものです。

施行期日は令和4年1月1日となります。

続きまして、議案第5号 白井市都市計画法に基づく市街化調整区域内の立地基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は都市計画課となります。

都市計画法及び都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域内で開発が可能な区域から災害リスクの高い区域を除外するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、災害リスクの高い区域が都市計画法施行令に具体的に規定されたことに伴い、該当する区域を市街化調整区域内で開発が可能な区域に含まない区域として追加するものでございます。

施行期日は令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第6号 契約の締結について。所管課は道路課となります。

道路改良工事（R3-1）の契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、国道16号と白井工業団地を結ぶ市道00-136号線において、盛土撤去工、地盤改良工等の工事を実施するものです。

契約目的は道路改良工事。工事場所は白井市富塚地先、市道00-136号線。工事期間、本議決の可決を得た日の翌日から令和4年9月30日まで。契約方法は一般競争入札です。契約金額は1億3,167万円で、契約の相手方は株式会社コスモ工業としております。

続きまして、議案第7号 白井市民プールの指定管理者の指定について。所管課は生涯学習課となります。

白井市民プールの指定管理期間が令和4年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、白井市民プール。所在地が白井市神々廻1701番地の1となります。

指定管理者とする団体の名称及び所在地は、名称が株式会社協栄千葉支店。所在地は鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目8番17号、新鎌ヶ谷Fタワー503号室となります。

指定の期間ですが、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

続きまして、議案第8号 白井市西白井コミュニティプラザの指定管理者の指定について。所管課は市民活動支援課となります。

白井市西白井コミュニティプラザの指定管理期間が令和4年3月31日で満了となるため、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、名称、白井市西白井コミュニティプラザ。所在地、白井市西白井2丁目16番地の1。

指定管理者とする団体の名称及び所在地、名称が特定非営利活動法人まちづくり西白井。所在地は白井市西白井2丁目16番地12。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

続きまして、議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第7号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億4,684万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億7,105万8,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入歳出予算として、令和2年度中に国や県から補助金等の交付を受けたもののうち、実績において不用額が生じ、本年度に返還するため、所要額を計上するもの。

それから、ふるさと納税について、当初を上回る寄附が見込まれるため、返礼品代等の所要額を計上するとともに、まちづくり寄附金基金への積立てを行うもの。

それから、指定障害者福祉サービス、障害児通所支援、医療扶助等の受給者の増加等により所要額を計上するもの。

新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの3回目接種、ワクチンパスポートの国内利用、自宅療養者等に係る保健所との連携事業等に係る所要額を計上するもの。

以上となっております。

それから、繰越明許費といたしまして、七次台小学校体育館改修工事及び七次台中学校校舎改修工事について、学校施設環境改善交付金の追加交付に伴い、所要額を計上し、予算を繰越して令和4年度に事業を行うため、繰越明許費を設定するものです。

それから、債務負担行為といたしまして、令和4年度に更新するパソコン等の賃貸借に係る契約をするもの。

それから、令和4年度に実施する各種健診に係る契約をするもの。

それから、令和4年度から実施する白井第一小学校及び白井第二小学校におけるスクールバスの運行業務を委託するもの。こちらについては、本日、午後開催いたします全員協議会で概要について御説明する予定です。

最後に、地方債として、七次台小学校体育館改修工事及び七次台中学校校舎改修工事に係る借入限度額の変更をするものでございます。

続きまして、議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,932万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,384万1,000円とするものです。

主な補正内容につきましては、歳入歳出予算として、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費に不足額が見込まれることから所要額を補正するものです。

最後になります。議案第11号 令和3年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）について。所管課は上下水道課となります。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を補正するもので、補正内容につきましては、債務負担行為といたしまして、水道料金・下水道使用料徴収業務委託事業者を令和4年4月から変更することに伴い、県営水道区域分の下水道使用料徴収業務を委託している千葉県企業局のシステムの改修及び端末の移設が必要となり、翌年度まで作業がかかることから、新たに債務負担行為を設定するものです。

ポンプ場の運転管理業務における人員体制の強化を図るため、債務負担行為限度額を変更するものでございます。

以上が令和3年第4回市議会定例会に提案いたします案件の概要でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方おられますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 補足説明がないということなので、執行部の部長、課長、退席をお願いいたします。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○石井議会事務局長 それでは、請願、陳情、一般質問について御説明いたします。

請願につきましては、お手元に配付の請願受理一覧表を御覧いただきたいと思います。

A4の横長のペーパーになります。

今回、請願が2件提出をされております。

1件目、受理番号第2号、令和3年11月15日受理。「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博さん。千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。紹介議員は影山議員でございます。

請願事項は1項目、2022年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出してくださいということでございます。

2件目、受理番号第3号、令和3年11月15日受理。「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博様。紹介議員は同じく影山議員でございます。

請願事項は1項目、2022年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するために、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択をしていただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出してくださいということでございます。

続きまして、陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧いただきたいと思います。

今回、市内から陳情1件が提出されております。

受理番号第4号、令和3年11月15日受理。公文書の「作成・管理・公開」の適正化を求める陳情。

陳情者は藤森義韶さん他1名。白井市池の上3-8-7。

陳情事項は2項目。1点目、情報の公開に関わる事項に関し、白井市が自ら定めた例規及び計画や方針等において定めていることができちんと履行されていないことがあるので、直ちに履行（1年以内）をするように白井市長をはじめ、関係各機関に対して強く要請してください。

2項目め、白井市長に対し、（仮称）白井市公文書管理条例制定までの間、現在の文書管理規程を文書管理規則に改編し（おおむね2年以内）、公文書等の管理に関する法律の第34条で地方公共団体の努力基準として定められている法律の趣旨にのっとりた事項をきちんと盛り込むよう要請してくださいということで、項目としては2項目になります。

なお、1項目、2項目に対して、詳細な例示というものが添付されております。

続きまして、一般質問に入りたいと思います。

一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書を御覧いただきたいと思います。

1枚開いていただきまして、一覧表のとおり、今回16名の議員さんから26項目通告をいただいているところでございます。

以上が請願、陳情、一般質問になります。よろしくお願いたします。

○伊藤委員長 以上で、議会事務局より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方おられますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 議案第1号の手数料条例の一部を改正する条例の制定については、担当が建築宅地課と財政課となっております。こういう場合、手数料が改正されれば、手数料条例は総務部の所管なので、そうすると、二つの部にかかるような議案、ほかのものもそうなのですけれども、このように明示がはっきりされているような場合、都市経済のほうだけで審議していいのか、それとも合同でやったほうがいいのか。こういうのは時々出てくると思うので、協議をしたほうがいいのかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま柴田委員のほうから、課がまたがらないかというようなお話があったのですけれども、これは誰が答えればいいですか。

○石井議会事務局長 付託の説明が議長のほうからあるので。

○伊藤委員長 後で、付託先を議長のほうから説明があるということですので、そのときでよろしいでしょうか。

○柴田委員 はい。

○伊藤委員長 それでは、ほかに補足説明を求めたい方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長より請願、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いします。

○岩田議長 請願第2号及び請願第3号については、教育福祉常任委員会に付託をお願いしたいと思っています。

それから、陳情第4号については、付託先を総務企画常任委員会にお願いしたいと思えます。

それから、議案ですけれども、執行部から今定例会に提案予定をされています議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託をお願いしたいと思えます。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま議長から説明がありました。先ほど、それと違う形で議案第1号について、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてということについて、これは所管がまたがっているんじゃないかという御指摘があったのですけれども。これでは総務が扱うことになっておりまして、手数料自体の金額の話なので、それだけではまずいのでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 議案本体のほうを見たら、結構こういうときに、建物がこうなったらこうなると、今まで何回も出てきている条例の改正ではあるのですけれども。具体的に建物のことについて、こうなったらこうなるというような理解を深めなくちゃいけない部分もあったりするので、手数料の金額だけの理解でいいのか、それとも、そういうふうなところを確認した上で議案審議というのはするものなのか、私もそこら辺よく迷うところでもあるし、こういうのってちょくちょく出てくるので、対応というのは考えてもいいのかなとは思いますが。補正予算が、一つの議案などにそれぞれの担当の常任委員会で分割して審議しているという今の現状と併せて、こういうことというのは、今後、考えたほうがいいのかなと思えます。今までこうしているから、いいんじゃないかという話も当然ありますし、それはそれで、これはこれでいいのかなと思えますけれども、ちょっと疑問にも思いました。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないのであれば、今回はこれで、総務のほうの手数料の金額ということの審議ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ただいま議長より説明がありました請願、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

請願第2号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、請願第2号は教育福祉常任委員会に付託することに決定しました。

請願第3号の取扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、請願第3号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

陳情第4号の取扱いについては、総務企画常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、陳情第4号は総務企画常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案の委員付託については、議長の説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定いたしました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程及び議事日程（案）について説明を求めます。

事務局長。

○石井議会事務局長 それでは初めに、会期日程（案）について説明をさせていただきます。お手元に配付の会期日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、11月24日から12月17日までの24日間としております。

初めに、11月24日につきましては、コロナに伴います議席の一部変更の後、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、報告第1号から報告第3号及び諮問第1号、議案第1号から議案第11号についてまで一括上程、提案理由の説明、報告の後に、諮問1号については人事案件であることから、質疑、討論、採決を行います。

議案第1号から11号については、議案内容の説明となります。

次に、一般質問につきましては、11月29日に4名、30日に4名、12月2日に4名、3日に4名でお願いしたいと思います。

なお、11月29日の正午は、大綱的質疑の締切りとさせていただきます。

次に、12月6日につきましては、議案第1号から11号までの質疑及び委員会付託となります。

12月7日から9日までにつきましては、各常任委員会の開催となります。

最終日を12月17日とし、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれに対する質疑、討論、採決を予定しております。

以上が、会期日程（案）となります。

続きまして、議事日程になります。お手元に配付の議事日程（案）を御覧ください。

日程第1、議席の一部変更から会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、報告3件、諮問1件、議案11件、今回請願が2件、陳情が1件及び一般質問となります。

議題となる件につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員長 ただいま説明がありました会期日程（案）及び議事日程（案）について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定しました。

議題の2、その他についてを議題とします。

最初に、私のほうから少し。今現在において、議案の配付、本日されています。データの配付については、議会初日の説明が終わってからということになっておりますが、皆さんにもうタブレットが配られていますので、この議案の配付を明日にでもタブレットのほうに行ったらどうかというのが一つの案なのですけれども。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

平田委員。

○平田委員 執行部から説明があるときに、ペーパーで来て、それに書き込んでという作

業をしなくてははいけませんので、先に執行部の説明直前には、こちらに送信していただければ、私たちはこの中でペンシルで書き込みができるので、その無駄を省くためのタイミングを選んでいただけたらと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

柴田委員。

○柴田委員 気になっているのが、初日に議長が、ただいま執行部より議案の送付を受けましたというのを形式的ではあっても、そこで初めて私たちは議案を見たよという形になるわけなのですよね。だから、そこさえクリアできれば、それはどういう背景でそれになっているのか調べていないので分からないのですけれども、分かれば教えていただきたいし。

もしそれがクリアできるのだったら、今日、全協の前に配ってもらえるのが一番ありがたいかなと思います。

○伊藤委員長 事務局長。

○石井議会事務局長 議案の配付の関係でございましては、あくまでも議案につきましては、議会が開会して、上程をされて初めて議案となる関係でございしますが、議員の皆様にあらかじめ目を通していただく、事前に研鑽していただくために早めのお渡しをしております。現段階では、議案の案という形でお渡ししているものと認識しておりますので、時期については、事前に配ることは問題ございません。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 案ということを考えればいいということであれば、今日、配付していただくのありがたいかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

事務局長。

○石井議会事務局長 今、私申し上げましたとおり、議案の案という形でございます。正式に議案となるのは開会してからになりますので、その間に差替え等もあるということを頭の片隅に置いていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 タブレットが導入されました。今後のことを少し検討してもらいたいと思うのですけれども、今、委員長のほうからは、明日という話がありました。何年後か分かりませんが、ペーパーレスに向かって、データの中に議案全てが入ってくるわけです。それを考えたら、この議案とかもろもろの今日お手元にある資料、例えば議運も、しばらくはペーパーと一緒にデータもお渡しできると思うのですけれども、今後のことを考えたら、例えば議運の前とか、現在は、開会日に人事案件を除く議案をデータとして配付する

となっていますけれども、その人事案件も含めてどうするか。

私は個人的には、議長とすると、議運の前に全議員にデータとして配付したらどうかと思っています。協議をお願いします。

○伊藤委員長 ただいま議長のほうから、議案については、この議運が開催される前に、この議案が組み上がるという、そろった段階で議員にデータを配付したらいいかということによろしいですか、議長。

議長。

○岩田議長 今、ペーパーを先にお渡しをしていますけれども、いずれ、このペーパーが配付しなくなるということを想定すると、議運が始まる前に、ペーパーを見ながら同時にデータも見られるという状況にしておいたほうが今後いいんじゃないかと思ってお願いしたわけです。

○伊藤委員長 一足飛びに、そこまではなかなか行かないと思うのですが、今は初日にデータを配っているというのを一歩前へ進めて、議運の今日の今日という、今度事務局のほうがちよっと混乱すると思いますので、明日にでもデータを各皆さんのタブレットに送付願うような形を、まずは第1弾として考えていただいたらどうかという提案なのですからけれども。

○柴田委員 今回。

○伊藤委員長 今回。また次回は次回で、どの時期がいいかというのは、議長が先ほど申されたような方向に向かって進めていきたいとは思っておりますが、今回の段階では、一足飛びにそこまでではなく、前よりは少し進んだ形でデータの配付をお願いしたらどうかというお話です。

平田委員。

○平田委員 それは適切な時期に、早めにそうしていただけたらと思うのですがけれども。その際に、私たちには守秘義務ってあることをきちっとタブレットの取扱いの中に、例えば、正式に発表される前に、私たちはプランとして、案として頂いているものを公表するような形になってはいけないとか、そういうのは一文入れておいたほうがいいんじゃないかと思います。

例えば、いろいろな委員会とかでも、決定されていないのに、ブログにそのことが決定したかのように書かれる方とかもいらっしゃるのですがけれども、それは総じて、決定していないものを議員が外に公開していいかどうかという守秘義務というのは、もう一回考え直して、タブレットの使い方と書類の取扱い方というのを何か約束事として決めていたほうがいいかなと思います。

○伊藤委員長 その部分については、後々に、これから先にもっと、この議運の前にデータを配付するとか、そういう段階になるときは、そういう協議をしていかなければいけないと思いますけれども、今回の部分については、この紙が配られた次の日なので、その

部分については、また今後、協議したいというふうに考えております。

平田委員。

○平田委員 さっき申しましたように、それがなるときにということをお願いいたします。

○伊藤委員長 血協副議長。

○血協副議長 このタブレットを導入するに当たって、端末等の使用基準ということで、これが先般つくられたところでございます。セキュリティ対策ですとか、あと厳守事項ですとか、使用の停止ですとか、そういうところがこの端末の中に、使途基準の中に入っています。

この使途基準を作成するときに、これでもう完全に決まったものではないと。今後、いろいろまた協議検討して結論を出すべき事項があるだろうということで、またそのときは、それに沿った基準に変えていくというような話が過去にされていたということですので、現時点、各委員にデータの資料が送付されても、この使途基準にのっとれば問題ないのかなと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、このデータの送付については、明日にでも各タブレットに送信するというところでよろしいでしょうか。

議長。

○岩田議長 確認してほしいのですけれども、今回は明日でいいと思うのですけれども、人事案件も含めてということを確認しておいてもらいたいと思うのです。

○伊藤委員長 その部分もあるのですけれども、併せてやっていきますか。データの通信の中にそれをすると決まったら、今度その中に人事案件を入れていいかなと聞こうかなと思っていたのですけれども。

議長。

○岩田議長 以前の議運で決まっているときは、データで配付するのは人事案件を除くとなっているので。明日データで配付するというのですけれども、今回、人事案件も含まれています。それも含めて、明日配付するのか、それは今までどおり開会初日の後なのか、その辺を確認をしてもらいたいと思います。

○伊藤委員長 それでは、データ配付に際しまして、人事案件についてのデータについて、今現在においては、人事案件のデータは送付しないというふうに決まっているということなのですが、その点について、御意見をお伺いしたいと思います。御意見をお願いいたします。

柴田委員。

○柴田委員 要は、守秘義務もあって、案の段階で公表するんだよ、議員が共有するんだよという認識であれば、それは人事案件も含めて、あくまでも、まだ公開ベースじゃなくて、議案の検討のために私たちが必要だから配付してもらおうという考え方をすれば、それ

は同じかなとは思いますが、

○伊藤委員長 ということは、配付していいということ。

○柴田委員 いいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 私も同じに思います。いずれ私たち、それを見ることになって、ファイリングしていくわけですから、そこだけ抜かしていただくと、全体の議案として、それだけないというふうなことになって困るので、一応それも一緒に入れていただきたいと思いません。

それと、よく人事案件だけに限らず、資料として配付されて、これについては回収しますよというのがありますよね。あれについては、これまでどおり回収できるように、個人個人が自分のデータの中で消すということではなく、読ませていただいて回収するというペーパーの形のままがいいんじゃないかなと思います。だから、それと一般の議案に出てくる人事案件と区別してほしいと思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

今のお話については、マル秘のデータについては、回収するものについてはデータ配付しませんという考え方でいいと思いますので。

ほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、人事案件についても、公人という扱いで個人情報には抵触しないという考えで、データが入るということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、その部分、人事案件についても決定しましたので、今回については、データを明日配付で間に合いますでしょうか。

事務局長。

○石井議会事務局長 データの送信は明日可能でございますので、明日配信させていただきます。

○伊藤委員長 それでは、データの配信を明日行うということで決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、データの配信は明日ということで、再度決定させていただきます。

事務局長。

○石井議会事務局長 タブレットをお渡ししたということで、今後の連絡の方法等も含めてなので、今事務局のほうで考えておりますのが、まずタブレットがWi-Fi

i 限定ということもございますので、当分の間は、今まで御指定いただいているメールのほうに、事務局からの連絡事項はお送りしていこうと考えております。

ただし、議案のデータについては、タブレットのほうにメールをするということを考えておりますので、その点だけ御理解をいただければと思います。

なお、タブレットに議案のデータを送りましたよというお知らせは、今までどおり、皆様の御指定のメールアドレスのほうにお知らせをしていきたいと思っております。

○柴田委員 このメールに入ってくるんじゃないかと、それぞれのメールに入ってくるということ。

○伊藤委員長 データはこれ。

○柴田委員 データはこれだけけれども、連絡は、それぞれのパソコンに入ってくるということ。

○石井議会事務局長 そうですね。まだ皆様の御家庭のWi-Fi状況等も、この後確認したいと思っておりますけれども、そういったことがございますので、連絡に関しては当面の間、今までどおりさせていただきます。議案のデータのメールに関しては、タブレットのほうに送るといった形をとらせていただこうと思っております。

明日の配信については、10時には送信できるように事務局のほうで準備しますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○伊藤委員長 ただいまの説明について、何か質問、質疑ありますでしょうか。大丈夫ですか。

ここも各議員のWi-Fi状況を把握しないといけないということなので、その部分については、終わった後、また発表したいと思います。

それでは、データ配付については、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そのほかについて、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長から何かありましたらお願いいたします。

○岩田議長 ありません。

○伊藤委員長 事務局長から何かありましたらお願いいたします。

○石井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 これで終わりますが、大丈夫ですね。

ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

- 10時51分 閉会 -